

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月29日
【事業年度】	第8期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
【会社名】	住石ホールディングス株式会社
【英訳名】	Sumiseki Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長崎 駒樹
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋六丁目16番12号
【電話番号】	03(5733)9901
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 石井 啓二
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋六丁目16番12号
【電話番号】	03(5733)9901
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 石井 啓二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月		平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高	(百万円)	34,726	26,554	24,604	20,077	17,983
経常利益	(百万円)	278	359	473	674	754
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	122	163	386	3,911	1,029
包括利益	(百万円)	110	348	355	3,996	937
純資産額	(百万円)	5,138	5,487	5,843	9,878	10,558
総資産額	(百万円)	16,753	16,102	15,841	17,558	16,528
1株当たり純資産額	(円)	44.85	50.78	56.82	124.72	138.24
1株当たり当期純利益金額	(円)	2.08	2.77	6.57	66.08	17.35
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	1.82	2.43	5.75	58.02	15.41
自己資本比率	(%)	30.7	34.1	36.9	56.0	63.6
自己資本利益率	(%)	2.4	3.1	6.8	49.9	10.1
株価収益率	(倍)	46.7	45.1	17.7	1.8	5.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	805	281	1,182	5,648	621
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	11	39	47	49	327
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	158	135	557	4,190	1,108
現金及び現金同等物の期末 残高	(百万円)	1,054	948	1,527	3,030	2,184
従業員数	(人)	76	60	60	58	59
(外、平均臨時雇用者数)		(15)	(6)	(8)	(6)	(5)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (百万円)	433	350	390	390	440
経常利益 (百万円)	346	48	12	261	734
当期純利益又は当期純損失() (百万円)	331	31	15	266	726
資本金 (百万円)	2,500	2,500	2,500	2,501	2,501
発行済株式総数 (株)					
普通株式	58,875,853	58,875,853	58,875,853	58,892,853	58,892,853
第二種優先株式	7,140,000	7,140,000	7,140,000	7,140,000	7,140,000
純資産額 (百万円)	3,881	3,912	3,897	4,203	4,665
総資産額 (百万円)	6,699	8,996	9,530	8,227	7,534
1株当たり純資産額 (円)	23.48	24.01	23.76	28.31	36.36
1株当たり配当額 (円)					
(普通株式)	-	-	-	2.00	2.00
(内1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(第二種優先株式)	-	-	-	3.00	3.00
(内1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額() (円)	5.63	0.53	0.26	4.16	12.13
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	4.93	0.47	-	3.95	10.88
自己資本比率 (%)	57.9	43.5	40.9	50.6	61.4
自己資本利益率 (%)	8.9	0.8	0.4	6.6	16.5
株価収益率 (倍)	17.2	234.0	-	29.1	8.0
配当性向 (%)	-	-	-	48.1	16.5
従業員数 (人)	16	17	16	15	14
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(1)	(-)	(-)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2【沿革】

平成20年10月 住友石炭鉱業株式会社（現 住石マテリアルズ株式会社）の単独株式移転により持株会社住石ホールディングス株式会社を設立し、東京証券取引所に新規上場（住友石炭鉱業株式会社は平成20年9月に上場廃止）

平成21年8月 住石貿易株式会社を設立

平成21年10月 住石マテリアルズ株式会社の石炭事業部門を住石貿易株式会社へ事業譲渡

当社は、平成28年4月1日付けで当社グループの組織再編を行っております。

1．本組織再編の目的

当社グループは、持株会社体制へ移行後事業再編を進めてまいりましたが、今後も安定的な成長を続けていくためには、複数の異なる事業分野において、それぞれの市場環境に応じて機動的な事業展開を進めていく必要があると考えております。

そのため、グループ全体の経営と個別事業を分離して、それぞれの権限と責任を明確化することで、迅速な意思決定と経営の効率化を図り、当社グループ全体の企業価値の向上を図るため実施するものです。

2．本組織再編の概要

(1) 住石マテリアルズ株式会社の組織再編

当社連結子会社である住石マテリアルズ株式会社（以下、「住石マテリアルズ」という）について、平成28年4月1日付けで新素材事業及び採石事業（山陽事業所）を、新設分割により設立するダイヤモンド株式会社及び住石山陽採石株式会社にそれぞれ承継いたしました。

なお、住石マテリアルズは、割当を受けた新設会社の株式及び同子会社である泉山興業株式会社の株式を、すべて当社に現物配当により譲渡いたしました。

(2) 会社分割の日程

平成28年3月14日分割計画書（簡易分割）承認取締役会

(住石マテリアルズ)

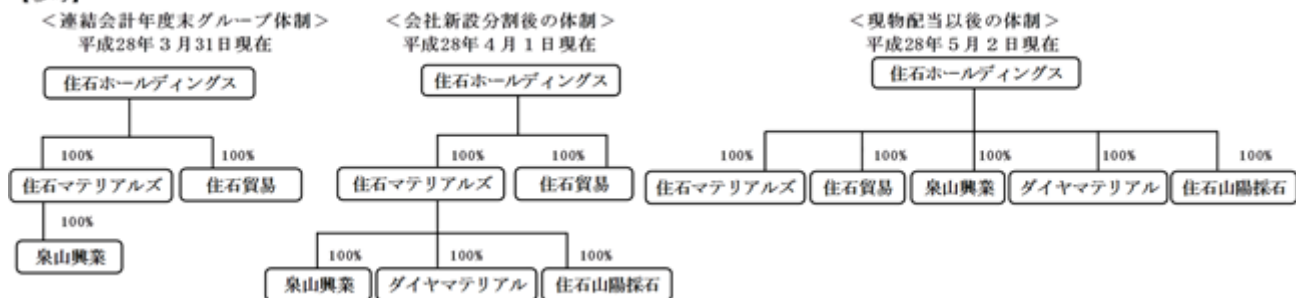
平成28年4月1日分割期日（効力発生日）

平成28年5月2日株式譲渡日

(3) 本組織再編後の体制

商号	住石貿易株式会社	住石マテリアルズ株式会社	ダイヤモンド株式会社	泉山興業株式会社	住石山陽採石株式会社
所在地	東京都港区	東京都港区	北海道赤平市	青森県上北郡六ヶ所村	兵庫県神崎郡神河町
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 長崎 駒樹	代表取締役社長 長崎 駒樹	代表取締役社長 能登谷 正之	代表取締役社長 中園 豊	代表取締役社長 中田 登
事業内容	石炭の輸入販売	資産等の管理	工業用人工ダイヤモンドの製造、仕入及び販売	碎石の採取、加工及び販売	碎石の採取、加工及び販売
資本金	100百万円	100百万円	90百万円	90百万円	90百万円
決算期	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日
大株主及び持株比率	当社100%	当社100%	当社100%	当社100%	当社100%

【参考】



当社は、平成20年10月1日に住友石炭鉱業株式会社（現 住石マテリアルズ株式会社）の単独株式移転により、同社を完全子会社とする持株会社として設立いたしました。住石マテリアルズ株式会社の沿革は以下のとおりであります。

元禄4年	別子銅山開坑
明治26年11月	庄司砒（九州）を入手、石炭業に着手
明治27年4月	忠隅砒（九州）を入手
大正13年10月	坂炭砒株式会社（北海道）の経営に参加
大正14年10月	坂炭砒株式会社の商号を住友坂炭砒株式会社に変更
昭和2年6月	住友別子鉱山株式会社を設立（注）住石マテリアルズ株式会社の設立登記日となる
昭和3年6月	住友九州炭砒株式会社を設立
昭和5年4月	住友坂炭砒株式会社と住友九州炭砒株式会社が合併し、住友炭砒株式会社を設立
昭和12年6月	住友別子鉱山株式会社と合併し、商号を住友鉱業株式会社に変更
昭和21年1月	商号を井華鉱業株式会社に変更
昭和24年10月	東京・大阪両証券取引所に株式上場
昭和25年2月	本社を大阪市から東京都に移転
昭和25年3月	過度経済力集中排除法により、金属鉱山部門（現、住友金属鉱山株式会社）、土木部門（現、三井住友建設株式会社）、調度部門（株式会社新居浜大丸）を分離する
昭和27年7月	商号を住友石炭鉱業株式会社に変更
昭和46年10月	奔別砒・歌志内砒閉山、赤平砒一山体制となる。
昭和54年10月	赤平炭砒を分離して住友石炭赤平炭砒株式会社を設立
昭和58年5月	赤平技術サービス株式会社（株式会社イズミテック）を設立
昭和63年10月	豪州の炭鉱会社Wambo Mining Corporation Pty.Ltd.に資本参加
平成6年2月	赤平炭砒を閉山（平成6年3月 住友石炭赤平炭砒株式会社解散）
平成10年4月	泉山興業株式会社を買収
平成13年1月	豪州の炭鉱会社Wambo Mining Corporation Pty.Ltd.を売却
平成14年10月	株式会社エスシーエム興産を会社分割により設立
平成15年3月	株式会社イズミテックを吸収合併
平成16年9月	株式会社エスシーエム興産を売却
平成20年10月	商号を住石マテリアルズ株式会社に変更

3【事業の内容】

当企業集団は、当連結会計年度末現在、連結財務諸表提出会社（以下「当社」）、子会社3社（うち連結子会社3社）及び関連会社2社（うち持分法適用会社2社）により構成されており、その主要な事業内容と当企業集団の事業に係わる位置づけ等は次のとおりであり、当該3部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

また、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

石炭事業部門

当企業集団では、連結子会社である住石貿易株式会社が石炭の仕入及び販売を行っております。

新素材事業部門

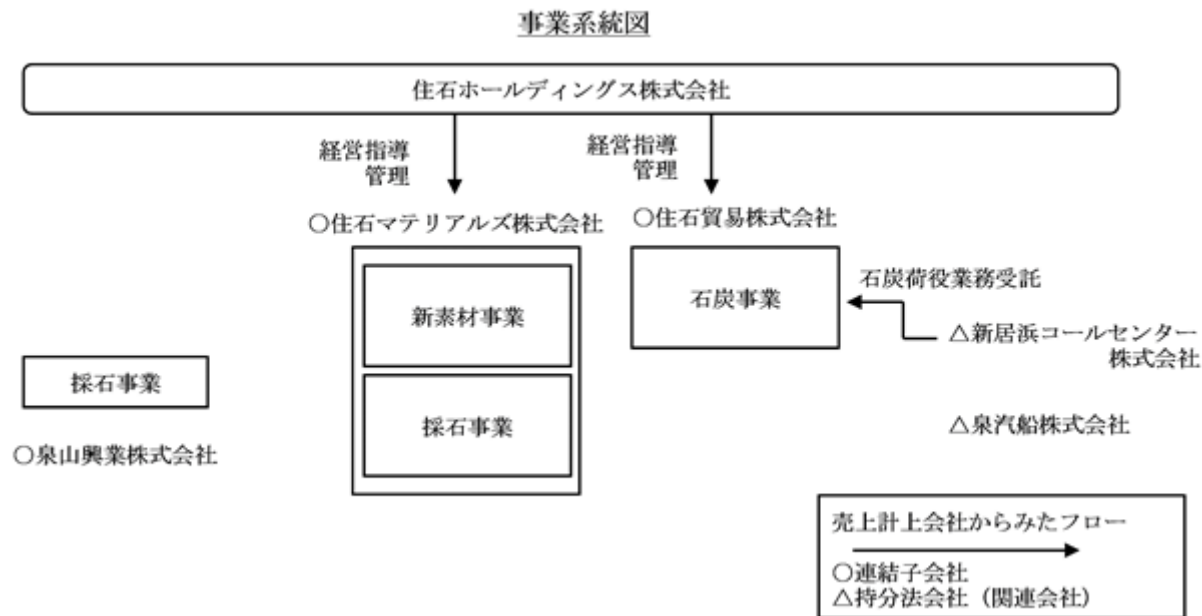
当企業集団では、連結子会社である住石マテリアルズ株式会社が工業用人工ダイヤモンドの製造、仕入及び販売を行っております。（注）

採石事業部門

当企業集団では、連結子会社である住石マテリアルズ株式会社及び泉山興業株式会社が、砕石の採取、加工及び販売を行っております。（注）

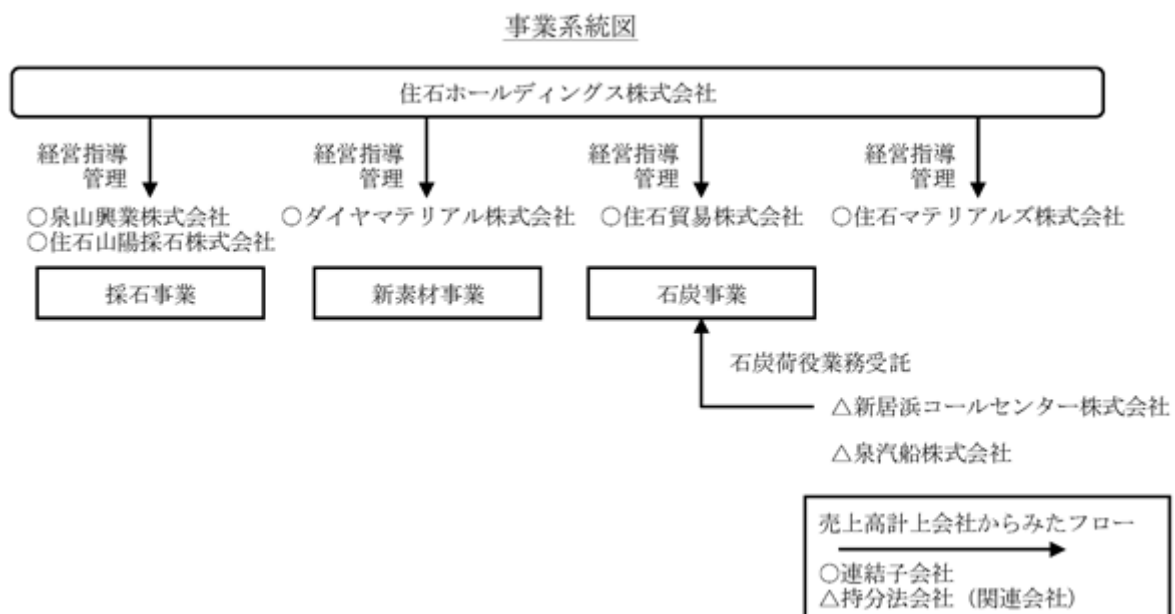
以上述べた事項を事業系統図に示すと次のとおりであります。

平成28年3月31日現在



（注）「2 沿革」に記載のとおり、平成28年4月1日付けで当社グループの組織再編を行っており、この結果、当企業集団は、当社、子会社5社（うち連結子会社5社）及び関連会社2社（うち持分法適用会社2社）となりました。

平成28年4月1日現在



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 住石貿易株式会社 (注)2、6	東京都港区	100	石炭事業	100.0	役員の兼任 7名 経営指導、資金援助及び債務保証 を行っている。
住石マテリアルズ株式会社 (注)2、5	東京都港区	100	新素材事業及び 採石事業	100.0	役員の兼任 6名 経営指導、資金援助を行ってい る。
泉山興業株式会社 (注)5	青森県上北郡六ヶ所村	90	採石事業	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名 住石マテリアルズ株式会社が資金 援助を行っている。
(持分法適用関連会社) 新居浜コールセンター株式会社	愛媛県新居浜市	50	倉庫業	40.0 (40.0)	役員の兼任 1名 住石貿易株式会社が石炭荷役を委 託し、資金調達を行っている。
泉汽船株式会社	東京都中央区	300	海運業	30.2 (30.2)	役員の兼任 1名

(注)1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称又は業種を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有であります。

4. 上記会社において有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5. 住石マテリアルズ株式会社は、組織再編により、平成28年4月1日付けで新素材事業及び採石事業(山陽事業所)を、新設分割により設立するダイヤモンド株式会社及び住石山陽採石株式会社にそれぞれ承継いたしました。また、平成28年5月2日付けで、割当を受けた新設会社の株式及び同子会社である泉山興業株式会社の株式を、すべて当社に現物配当により譲渡いたしました。

6. 住石貿易株式会社は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、セグメントの石炭事業部門の売上高に占める当該連結子会社の売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む)の割合が90%を超えるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
石炭事業部門	11(-)
新素材事業部門	10(4)
採石事業部門	22(-)
全社(共通)	16(1)
合計	59(5)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
14(-)	48.9	19.0	6,655,285

セグメントの名称	従業員数(名)
全社(共通)	14(-)
合計	14(-)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

・提出会社

労働組合はありません。

・連結会社

労働組合はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度における我が国の経済は、企業収益や雇用情勢に改善が続くなか、設備投資に持ち直しの動きがあるものの、外需に弱さが見られ、景気回復基調は緩やかなものに留まりました。

海外では、米国経済は堅調な景気回復が続き、欧州経済も緩やかな景気の回復が続きました。その一方で中国経済は景気減速が鮮明化し、その他新興国でも中国経済減速の影響や原油等、資源価格の低迷を受け成長が鈍化する等、世界経済全体としては総じて緩やかな減速基調にありました。

このような事業環境のもと、当連結会計年度の業績は、石炭価格の下落等の影響もあり、売上高は17,983百万円（前期比10.4%減）となり、営業利益は284百万円（同3.4%減）となりました。一方経常利益は、支払利息の減少及び持分法適用会社の増益により、754百万円（同11.8%増）となりました。また、前連結会計年度に計上した豪州ワンボ社からの過年度分の受取配当金や遅延利息等の特別利益が減少したこと等を主要因に、親会社株主に帰属する当期純利益は1,029百万円（同73.7%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

石炭事業部門では、販売数量は前年並みを維持したものの、石炭価格や海上運賃の下落等により販売単価が下がり、また、中継業務の取扱い等が減少したことにより、当連結会計年度における売上高は16,970百万円（前期比10.2%減）となりました。

新素材事業部門では、情報通信関連・自動車関連等での販売は順調に推移しましたが、前連結会計年度に大きく売上に寄与していたスマートフォン関連の需要減により大幅な販売減となったこと等から、売上高は364百万円（前期比22.8%減）となりました。

採石事業部門では、原油価格の下落が製造コスト削減に貢献したものの、西日本側の公共工事が減少したことを主要因に、売上高は648百万円（前期比7.5%減）となりました。

（注）金額には、消費税等は含まれておりません。

なお、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) キャッシュ・フローの状況

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、たな卸資産が増加したものの、税金等調整前当期純利益の増加や売上債権の減少等により、621百万円の収入（前年同期は5,648百万円の収入）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、遊休地や投資有価証券の売却等があったものの、石炭事業部門による貯炭場用地の取得により、327百万円の支出（前年同期は49百万円の収入）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の減少等により、1,108百万円の支出（前年同期は4,190百万円の支出）となりました。

この結果、現金及び現金同等物は当期首に比べ846百万円減少し、2,184百万円となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	前年同期比(%)
新素材事業部門(百万円)	99	100.9
採石事業部門(百万円)	418	93.0
合計(百万円)	517	94.4

(注) 1. 金額は販売原価であり、セグメント間取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	前年同期比(%)
石炭事業部門(百万円)	16,970	89.8
新素材事業部門(百万円)	364	77.2
採石事業部門(百万円)	648	92.5
合計(百万円)	17,983	89.6

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。
2. 最近2連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、日本製紙株式会社については、当連結会計年度の当該割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

相手先	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
東レ株式会社	2,912	14.5	3,663	20.4
王子グリーンリソース株式会社	2,519	12.6	2,867	15.9
日本製紙株式会社	3,044	15.2	-	-

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

今後の見通しといたしましては、海外経済の不確実性の高まりや、資源価格の影響に加え熊本地震の経済に与える影響等、先行き予断を許さない状況が続くものと思われまます。

一方、原発停止の影響による代替エネルギーとして火力発電への依存が高まっており、石炭需要は比較的堅調な推移が見込まれます。

このような状況下、当社グループは、松山港外港地区（愛媛県松山市）に石炭中継基地を整備することを目的として、平成27年12月に貯炭場用地を取得し、平成29年4月からの運用開始に向け取り組んでおります。また組織再編を実施し、市場環境に応じて機動的な事業展開を進め、迅速な意思決定と経営の効率化を図り、企業価値の向上を目指してまいります。

当社グループは、今後も持株会社主導のもとグループ全体の経営の効率化を図り、事業環境の急激な変化に即応できる体制を目指してまいります。

各事業についての、事業収益力の向上に向けた取り組みは次のとおりです。

- (1) 主力の石炭事業部門では、顧客企業宛の石炭輸送の中継地の新設並びに能力アップを図っていく他、豪州のワンボ炭鉱を始めとする仕入先との連携を強化します。また、先端的な取引手法を積極的に取り入れ、市況変動リスクに対応できる販売体制を構築します。
- (2) 新素材事業部門は、IT関連の製造工程に不可欠な高級研磨材の今後の需要拡大に対応するために、人工ダイヤモンドの製造ラインの強化と効率化を進めます。
- (3) 採石事業部門は、今後の災害復興を含む公共事業からの需要に応じるべく、生産現場の効率化を推進します。
- (4) 財政面は、借入金の圧縮により、財務体質及び収益体質の改善を図ります。

当社グループといたしましては、持株会社体制の確立により収益力の改善を推し進めるとともに、強固な経営基盤の構築を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した当社グループの経営成績、財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスク及び変動要因と、その他投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 信用リスク

当社グループでは、多様な商品取引活動により国内外の取引先に対して発生する種々の信用リスクに対して、各事業部門において、信用リスクを定量・定性面から管理・評価し、与信限度・債権状況を定期的にモニタリングするとともに、各事業部門より独立した部署が回収状況及び滞留債権状況を定期的にレビューし、回収可能性の検討を行い必要な処理を行っております。

(2) 金利変動リスク

当社グループでは、資金調達を主に銀行借入により行っているため、金利変動リスクにさらされております。金利上昇によるコストの増加を事業活動において吸収できない場合は、経営成績に影響を与える場合があります。

(3) 海外投資リスク

当社の連結子会社である住石マテリアルズ株式会社とワンボ社の訴訟は確定いたしました。引き続き同社のクラスB株を出資しております。なお、同社の親会社である米国のピーボディ社は、平成28年4月13日にチャプター11（我が国における民事再生法に相当）の申し立てを開始し、事業再生を目指すこととなりました。一方、豪州で炭鉱事業を営む豪州子会社群は、今回のチャプター11の対象にはならず、従前通り事業を継続しており、ワンボ社の業績は堅調を続けております。

(4) 資産価値

当社グループが保有している固定資産は、時価や収益価値をもとに資産価値を検討していますが、今後時価の下落、収益性の低下、保有方針の変更に伴い資産価値が下落した場合、その結果が当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 海外情勢リスク

当社の連結子会社である住石貿易株式会社の石炭事業部門は、原油及び天然ガス等の国際的な資源市況の動向や、主たる仕入先の豪州、インドネシア等の政治経済環境の大幅な変化或いは法律改正等の予期せぬ事象により、業績に影響を受ける可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当連結会計年度中の新素材事業部門において支出した試験研究費の総額は2百万円であり、主な研究開発として次のものがあります。

(衝撃圧縮ダイヤモンド合成法の応用研究)

衝撃圧縮(ショックコンパクション)法により製造される多結晶ダイヤモンドは、主に研磨用途として多方面にわたる分野で使用されており、より高研削用途としての要望が高まっています。当社としましてはこの様な環境のなかで、製造方法の改良研究と共に、高研削ダイヤモンドの開発を進めてまいります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されており、この連結財務諸表の作成に係る会計方針及び見積りについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

2. 当連結会計年度の経営成績の分析

(1) 売上高

当連結会計年度の連結売上高は、石炭事業における石炭価格の下落等の影響もあり、前連結会計年度に比べ2,093百万円減収の17,983百万円となりました。

(2) 営業利益

当連結会計年度の連結営業利益は、前連結会計年度に比べ10百万円減益の284百万円となりました。

(3) 経常利益

当連結会計年度の連結経常利益は、支払利息の減少及び持分法投資損益の増益により、前連結会計年度に比べ79百万円増益の754百万円となりました。

(4) 親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に計上した豪州ワンボ社からの過年度分の受取配当金や遅延利息等の特別利益が減少したこと等を主要因に、前連結会計年度に比べ、2,881百万円減収の1,029百万円となりました。

なお、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

3. 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

4. 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度の総資産は、受取手形及び売掛金並びに有形固定資産が増加したものの、現金及び預金並びに商品及び製品、前渡金が減少した等により、前連結会計年度に比べ1,030百万円減少し、16,528百万円となりました。

当連結会計年度の負債合計は、支払手形及び買掛金並びに短期借入金が増加したものの、長期借入金及びその他流動負債が減少したこと等から、前連結会計年度に比べ1,710百万円減少し、5,970百万円となりました。

当連結会計年度の純資産は、利益剰余金が増加したこと等から、前連結会計年度に比べ679百万円増加し、10,558百万円となり、自己資本比率は63.6%となりました。

なお、キャッシュ・フローの状況については、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において当社グループの設備投資の総額は689百万円であります。その主なものは、石炭事業の貯炭場用地の取得（604百万円）であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
本社 (東京都港区)	全社部門	システム関連 機器等	-	-	- (-)	-	5	5	14 (-)

(2) 国内子会社

平成28年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容 (セグメント)	設備の種類別の帳簿価額					従業員数 (名)	
			建物及 び構築 物 (百万円)	機械装 置及 び運 搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
住石貿易株式会社 住石マテリアルズ 株式会社	本社ほか (東京都港区、北海道赤平 市、福岡県飯塚市ほか)	総合統括業務 (全社、石炭事業部 門、新素材事業部門 及び採石事業部門)	75	0	4,767 (3,132,653)	-	0	4,842	15 (1)
住石貿易株式会社	石炭事業部 (愛媛県松山市、佐賀県伊 万里市ほか)	貯炭設備ほか (石炭事業部門)	35	1	604 (21,524)	-	0	641	- (-)
住石マテリアルズ 株式会社	新素材事業部 (北海道赤平市)	人工ダイヤ製造設備 ほか (新素材事業部門)	169	0	23 (36,579)	-	2	196	9 (4)
住石マテリアルズ 株式会社	山陽事業所 (兵庫県神崎郡神河町)	砕石生産設備 (採石事業部門)	11	1	369 (139,617)	34	0	417	11 (-)
泉山興業株式会社	本社、砕石工場 (青森県上北郡六ヶ所村)	砕石生産設備 (採石事業部門)	225	0	- (-)	26	1	253	10 (-)

(注) 1. 帳簿価額には、消費税等及び建設仮勘定の金額を含んでおりません。

2. その他の有形固定資産は、工具器具備品であります。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は()内に年間平均人員(8時間換算)を外数で記載してあります。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社連結子会社の住石貿易株式会社は、当連結会計年度において、松山港外港地区(愛媛県松山市)に石炭中継基地を整備することを目的として貯炭場用地を取得しましたが、今後、当該貯炭場用地に付帯設備等の固定資産を新設してまいります。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	136,032,000
第二種優先株式	7,140,000
計	143,172,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年6月29日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	58,892,853	58,892,853	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株 (注)1
第二種優先株式	7,140,000	7,140,000		単元株式数 500株 (注)2
計	66,032,853	66,032,853		

(注)1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

1 優先株式配当金

(1) 第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき年14円を上限として、次に定める額の剰余金の配当(以下「第二種優先株式配当金」という。)を支払う。第二種優先株式配当金の額は、優先株式の発行価額350円に、それぞれの事業年度ごとに第二種配当率(以下に定義される。)を乗じて算出した額とする。第二種優先株式配当金は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。計算の結果、各事業年度にかかる第二種優先株式配当金が1株につき14円を超える場合は、当該事業年度の第二種優先株式配当金は14円とする。

・ 「第二種配当率」は、下記算式により計算される年率とする。

第二種配当率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物)(以下に定義される。) + 0.5%

第二種配当率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヶ月物)」は、各事業年度の初日(銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値とする。午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)が上記いずれかの日において公表されない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 6ヶ月物(360日ベース))又はこれに準ずるものと認められるものを、前記の平均値の算出において用いるものとする。

(2) ある事業年度において第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第二種優先株式配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対しては第二種優先株式配当金を超えて配当はしない。

2 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、1株につき350円を支払う。第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対しては、上記に定めるほか、残余財産の分配は行わない。

3 株式の分割又は併合、新株引受権等の付与

法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者には、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

4 株式の買受け

普通株式、第二種優先株式のうち、いずれか一つのみ、又は全ての種類につきその全部又は一部の買受けを行うことができる。

5 株式の消却

取締役会の決議をもって、その有する普通株式、第二種優先株式のうち、いずれか一つのみ、又は全ての種類につきその全部又は一部の消却を行うことができる。

6 議決権

第二種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

7 取得請求権

第二種優先株主は、下記に定める取得を請求し得べき期間中、下記に定める条件で普通株式の取得を請求することができる。(以下、第二種優先株式にかえて普通株式を交付することを「転換」という。)

(1) 転換の条件

当初転換価額 普通株式 1株当たり300円

転換価額の調整

(A) 第二種優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。なお、次の算式において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。

$$\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新規発行・処分} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} 1 \text{株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{1 \text{株当たり時価}}$$

$$\text{調整後} \quad \text{転換価額} = \text{調整前} \quad \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

(a) 下記 (C)で規定する転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(b) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

(c) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券、又は転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、調整後の転換価額は、その発行日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換又はすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又はその割当日の翌日以降これを適用する。

(B) 前記 (A)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。

(C) 転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日(但し、上記 (A) (b)但し書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(D) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

(E) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(F) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

転換により発行すべき普通株式数

第二種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{転換により発行すべき} \\ \text{普通株式数} \end{array} = \frac{\text{優先株主が転換請求のため} \\ \text{に提出した第二種優先} \\ \text{株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求権の行使があった場合の取扱い

第二種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、取得請求権の行使がなされた時の属する事業年度の初めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払う。

(2) 取得請求期間

第二種優先株式発行の日から平成44年8月9日までとする。

8 取得条項

(1) 第二種優先株式の取得を請求し得べき期間の末日（以下「第二種優先株式転換基準日」という。）が経過した場合には、会社法第170条の規定による取得の効力発生日において、第二種優先株式の全てを取得し、これと引換に以下に定める転換の条件に従って算出される数の普通株式を交付する。

(2) 第二種優先株式の取得により発行する普通株式数は、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を第二種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数とする。但し、平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合当該平均値が下限転換価額（260円）を下回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を当該下限転換価額で除して得られる数とし、当該平均値が上限転換価額（600円）を上回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を当該上限価額で除して得られる数とする。

(3) 転換の条件に従って普通株式の数を算出するに当たっては、小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入したうえで、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

（取得権行使があった場合の取扱い）

第二種優先株式の取得により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、取得された時の属する事業年度の初めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払う。

3. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

4. 普通株式と第二種優先株式は単元株式数が異なっております。平成20年10月1日の株式移転に際して、普通株式については売買単位の集約を目的とした東京証券取引所の施策に沿って住友石炭鉱業株式会社（現 住石マテリアルズ株式会社）の普通株式1株に対して当社の普通株式0.2株を割当て、併せて単元株式数を500株から100株としたためであります。

5. 第二種優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する内容としている関係から、法令に定める場合を除き当社株主総会において議決権を有しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第260条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の状況は以下のとおりであります。

(取締役会の決議日 平成26年6月27日)

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	3,060個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	306,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年8月1日 至 平成56年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 127円 資本組入額 64円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込に関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1. 各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とする。

なお、当社が新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)以降、当社普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときには、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社又は子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、(注)3に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。
- (4) 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。
- (6) その他の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件などを勘案の上、前記（注）1に準じ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

前記（注）2に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の から の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案（ただし、存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約に定めた場合を除く。）

当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案（ただし、完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

また、当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(取締役会の決議日 平成27年6月26日)

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	544個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	54,400株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年8月1日 至 平成57年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 95円 資本組入額 48円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込に関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1. 各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とする。

なお、当社が新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)以降、当社普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときには、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社又は子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、(注)3に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。
- (4) 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。
- (6) その他の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件などを勘案の上、前記（注）1に準じ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

前記（注）2に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の から の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案（ただし、存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約に定めた場合を除く。）

当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案（ただし、完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

また、当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に新株、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日 (注)	17,000	66,032,853	1	2,501	1	301

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

普通株式

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	28	33	115	47	27	16,092	16,342	-
所有株式数 (単元)	-	104,806	29,205	62,677	38,728	1,047	352,211	588,674	25,453
所有株式数の 割合(%)	-	17.80	4.96	10.65	6.58	0.18	59.83	100.00	-

(注) 自己株式1,057,762株は「個人その他」に10,577単元、「単元未満株式の状況」に62株含まれております。

第二種優先株式

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数500株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数 (単元)	-	14,280	-	-	-	-	-	14,280	-
所有株式数の 割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

(7)【大株主の状況】

所有株式数別

(A)普通株式

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,791	3.04
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,499	2.55
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	1,323	2.25
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	960	1.63
三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中央区今橋4丁目5-15	855	1.45
株式会社日本総合研究所	東京都品川区東五反田2丁目18-1	835	1.42
株式会社セディナ	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目23-20	823	1.40
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8-11	787	1.34
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	681	1.16
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口6)	東京都中央区晴海1丁目8-11	674	1.15
計		10,234	17.38

(注)1. 上記のほか、当社は自己株式1,057,762株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 平成28年1月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社より当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、平成27年12月31日現在で同社及びブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク並びにブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ、が合計4,086,800株を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認が出来ていないため、上記大株主には含めておりません。

3. 平成28年3月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社より当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、平成28年3月15日現在で同社及び日興アセットマネジメント株式会社が合計2,880,900株を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認が出来ていないため、上記大株主には含めておりません。

(B)第二種優先株式

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	7,140	100.00
計		7,140	100.00

(注)第二種優先株式は法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しておりません。

所有議決権数別

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	17,918	3.10
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	14,996	2.59
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	13,237	2.29
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	9,608	1.66
三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中央区今橋4丁目5-15	8,559	1.48
株式会社日本総合研究所	東京都品川区東五反田2丁目18-1	8,359	1.45
株式会社セディナ	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目23-20	8,231	1.42
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,875	1.36
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	6,810	1.18
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口6)	東京都中央区晴海1丁目8-11	6,747	1.17
計		102,340	17.70

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二種優先株式 7,140,000	-	「1(1) 発行済株式」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,057,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 57,809,700	578,097	「1(1) 発行済株式」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 25,453	-	-
発行済株式総数	普通株式 58,892,853 第二種優先株式 7,140,000	-	-
総株主の議決権	-	578,097	-

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 住石ホールディングス 株式会社	東京都港区新橋 六丁目16番12号	1,057,700	-	1,057,700	1.60
計	-	1,057,700	-	1,057,700	1.60

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

(平成26年 6月27日 取締役会決議)

当該制度は、当社及び子会社の取締役、執行役員並びに当社監査役に対して、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、平成26年 6月27日開催の当社取締役会において決議されたものであり、その内容は以下のとおりであります。

決議年月日	平成26年 6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社執行役員、子会社取締役及び執行役員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	330,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

(注)当社が新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)以降、当社普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときには、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(平成27年 6月26日 取締役会決議)

当該制度は、当社及び子会社の取締役、執行役員並びに当社監査役に対して、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、平成27年 6月26日開催の当社取締役会において決議されたものであり、その内容は以下のとおりであります。

決議年月日	平成27年 6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社執行役員、子会社取締役及び執行役員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	54,400株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

(注)当社が新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)以降、当社普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときには、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(平成28年6月29日 取締役会決議)

当該制度は、当社の取締役及び監査役並びに当社及び子会社の執行役員に対して、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、平成28年6月29日開催の当社取締役会において決議されたものであり、その内容は以下のとおりであります。

決議年月日	平成28年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社及び子会社の執行役員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	309,700株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成28年8月1日～平成58年7月31日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要する。
代用払込に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1. 各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とする。

なお、当社が新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)以降、当社普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式の分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときには、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社又は子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、(注)3に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。
- (4) 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。
- (6) その他の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件などを勘案の上、前記（注）1に準じ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

前記（注）2に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の から の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案（ただし、存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約に定めた場合を除く。）

当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案（ただし、完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合を除く。）

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

また、当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に新株、当該新株予約権を無償で取得することができる。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第459条第1項の規定に基づく当社定款の定めによる取締役会決議による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成27年5月15日)での決議状況 (取得期間 平成27年5月18日~平成27年7月21日)	1,000,000	134,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	1,000,000	124,870,600
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	9,129,400
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	6.8
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成28年3月2日)での決議状況 (取得期間 平成28年3月3日)	60,000	5,460,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	55,500	5,050,500
残存決議株式の総数及び価額の総額	4,500	409,500
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	7.5	7.5
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成28年5月13日)での決議状況 (取得期間 平成28年5月16日~平成28年7月19日)	1,000,000	112,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	454,000	41,210,900
提出日現在の未行使割合(%)	54.6	63.2

(注)当期間における取得自己株式には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までに取得した自己株式は含まれておりません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	468	56,066
当期間における取得自己株式	-	-

(注)当期間における取得自己株式には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	1,057,762	-	1,511,762	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式等は含まれておりません。

3 【配当政策】

配当については、株主の皆様に対する安定的な配当の継続を経営の最重要政策と位置づけており、収益状況に対応した配当を行うことを基本としつつ、企業体質の一層の強化並びに将来の事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案して配当額を決定する方針を採っております。

なお、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める事としております。

また、剰余金の期末配当の基準日は3月31日とし、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができるとしております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	115	2
	第二種優先株式	21	3

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	156	138	208	157	141
最低(円)	60	65	107	109	84

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高(円)	120	125	123	112	104	105
最低(円)	109	112	105	94	84	88

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

5【役員の状況】

男性 8名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長		長崎 駒樹	昭和22年10月10日生	昭和45年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 平成10年10月 住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ株式会社)入社、本社支配人 平成13年6月 同社取締役、常務執行役員 平成20年10月 当社代表取締役、執行役員副社長 平成20年12月 当社代表取締役社長(現任) 平成21年10月 住石マテリアルズ株式会社代表取締役執行役員社長(現任) 平成22年10月 住石貿易株式会社代表取締役執行役員社長(現任) 重要な兼職の状況 住石貿易株式会社代表取締役執行役員社長 住石マテリアルズ株式会社代表取締役執行役員社長	(注)3	普通株式 1,000
取締役専務執行役員		谷口 信一	昭和32年2月10日生	昭和54年4月 住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ株式会社)入社 平成14年6月 同社取締役、執行役員、経営企画推進部長 平成20年10月 当社取締役、執行役員、総務部長、経営企画部長 平成22年11月 当社取締役、専務執行役員 平成25年7月 当社取締役、専務執行役員、管理部門担当(現任)	(注)3	普通株式 2,100
取締役		伊万里 要一郎	昭和29年2月25日生	昭和52年4月 住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ株式会社)入社 平成21年12月 当社経理部長 平成22年6月 当社監査室長 平成23年6月 当社常勤監査役 平成27年6月 当社取締役、経営企画部長(現任)	(注)3	
取締役		佐久間 博	昭和20年4月29日生	昭和43年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 平成3年10月 同行青山支店長 平成6年6月 同行取締役銀座支店長 平成10年6月 同行常任監査役 平成21年6月 当社社外取締役(現任)	(注)3	
取締役		鎮西 俊一	昭和21年11月14日生	昭和58年4月 弁護士登録、紀尾井町法律事務所入所 平成9年9月 仙谷・石田法律事務所入所 平成18年6月 日比谷総合設備株式会社社外取締役 平成21年6月 当社社外監査役 平成23年6月 当社社外取締役(現任) 平成23年7月 鎮西法律事務所開設(現任)	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)		茶谷 瑛一	昭和21年10月13日生	昭和46年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 平成元年7月 同行曙橋支店長 平成8年1月 同行本店営業本部本店営業第一部長 平成20年6月 トータルハウジング株式会社代表取締役社長 平成21年6月 総合地所株式会社取締役相談役 平成22年6月 総合地所株式会社顧問 平成23年6月 当社社外監査役(現任)	(注)4	
監査役 (常勤)		成田 充	昭和24年1月10日生	昭和42年4月 日本商事株式会社(合併により現住石マテリアルズ株式会社)入社 平成17年7月 住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ株式会社)建機材事業部長 平成18年7月 同社執行役員建機材事業部長 平成24年12月 住石マテリアルズ株式会社執行役員採石事業部長 平成27年6月 当社監査役(現任)	(注)4	普通株式 1,200
監査役		柿本 省三	昭和21年10月24日生	昭和45年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 昭和53年9月 公認会計士登録 昭和54年1月 税理士登録 昭和63年10月 住友ビジネスコンサルティング株式会社東京コンサルティング第3部長 株式会社日本総合研究所研究事業本部 平成7年4月 主席コンサルタント 平成13年7月 新日本監査法人監査第二部公認会計士 平成14年7月 公認会計士・税理士個人事務所開業(現任) 平成20年10月 当社社外監査役(現任)	(注)5	
計						普通株式 4,300

- (注) 1. 取締役 佐久間博、鎮西俊一は、社外取締役であります。
 2. 監査役 茶谷瑛一、柿本省三は、社外監査役であります。
 3. 平成28年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
 4. 平成27年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 5. 平成28年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 6. 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
竹下 博徳	昭和35年10月3日生	平成6年4月 弁護士登録、紀尾井町法律事務所入所 平成14年4月 弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所入所 平成15年3月 大室俊三法律事務所(現大室法律事務所)入所(現任) 平成23年5月 当社社外監査役	

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、純粋持株会社として、グループ全体と事業子会社の経営を分離して、それぞれの権限と責任の明確化を図っております。

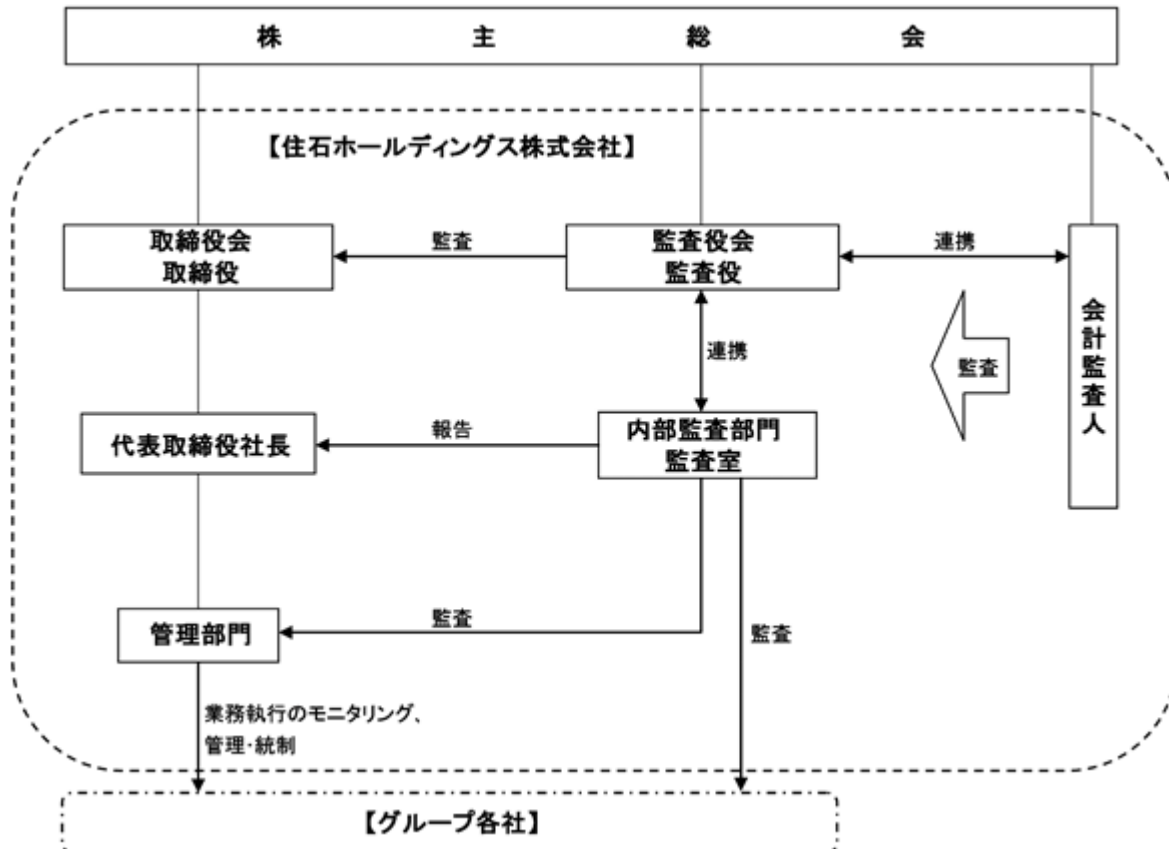
また、監査役制度を採用し、取締役会につきましては少数（5名）の取締役により経営環境の変化に迅速に対応する体制を整備し、社外取締役と監査役、内部監査部門の連携を図ることにより、監督機能の強化を図っております。

なお、リスクマネジメントやコンプライアンスについては、体制作りと周知徹底を図っており、今後ともコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題のひとつとして、その充実を図ってまいります。

(1) 企業統治の体制

企業統治の体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンスに関する主な体制及び施策の実施状況は次のとおりであります。



会社の機関の内容

当社は監査役制度を採用しております。

取締役会は取締役5名の体制であり、そのうち2名が社外取締役であります。原則月1回定例取締役会を開催するとともに、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。

監査役については3名の体制であり、そのうち2名が社外監査役であります。社外監査役は当社グループ会社の出身ではありません。

（役員数については平成28年6月29日現在）

内部統制システムに関する基本的考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を次のとおり取締役会で決議し、内部統制システムの整備に取り組んでおります。

1. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社及び子会社の取締役は、取締役会による職務執行の適正な監督のため、定期的に又は必要に応じて職務執行の状況を取締役に報告する。
2. 当社及び子会社の取締役は、法令及び定款に適合した適正な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、職務執行に係る情報について、法令、社内規程に従い、保存を行うとともに適正に管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. リスク管理に関する社内規程に従い、担当部署が所管業務に関する当社グループ全体のリスクへの対応を主導的に実施するとともに、組織横断的なリスクについては取締役会等で適宜審議し、適切に対応する。
 2. 当社グループ全体の経営上の重要なリスクについては、取締役会等において、リスクの顕在化の防止に努めるとともに、万一顕在化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
 3. リスク管理体制の有効性については、内部監査組織である監査室が定期的に又は必要に応じて当社グループ全体の監査を行う。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役会は、原則として月1回又は必要に応じて随時開催する。また、取締役会付議事項を含む当社グループ全体の経営の重要事項については、当社及び子会社の取締役及び執行役員が出席する業績会議、その他の会議体において適宜報告・審議するなど、効率的な業務運営に努める。
 2. 当社及び子会社の取締役会の決定に基づく職務執行については、それぞれ代表取締役、業務担当取締役及び執行役員が適切かつ迅速に執行する。
5. 当社及び子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社及び子会社の取締役は、社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確化するとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
 2. 監査室は、当社グループ全体の法令及び定款遵守の状況、その他従業員の職務執行の状況について、定期的に又は必要に応じて監査するとともに、その結果を取締役会等に報告し、所要の改善を図る。
6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 取締役は、当社グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を示し、その達成に向け、当社グループを挙げて取り組む。
 2. 取締役は、当社グループ会社取締役との意見交換を定期的に開催し、当社グループにおける経営課題の共有と解決に努める。
7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 1. 必要に応じて監査役の業務補助のためスタッフを置くこととし、その人事については、監査役会の同意を得るものとする。監査役の業務補助を命ぜられたスタッフは、専ら監査役の指揮命令に従うものとする。
 2. 当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員は、経営上の重要なリスク等を発見したときは、監査役に報告する。また、監査役の求める事項について、いつでも、必要な報告を行うものとする。
 3. 当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員が、前項に係る報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
 4. 監査役が職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 5. 取締役は、会計監査人及び監査室が監査役に報告をするための体制その他監査役監査の実効性を確保する体制を整備する。

(2) 内部監査及び監査役監査の状況

監査役は常勤監査役2名非常勤監査役1名体制であり、監査役会で定めた監査役監査基準、監査方針及び監査計画等に従い監査業務を行っております。また、監査役は、経理部、財務部及び総務部等の内部統制部門から必要に応じてヒアリングを実施する等により、内部統制の実施状況を把握しております。

内部監査部門である監査室は2名体制であり、監査役及び会計監査人並びに経理部、財務部、総務部等の内部統制部門と連携を図りながら内部監査を実施しております。

監査役と監査室は、相互に連携を図りながら監査を実施し、随時情報、意見交換を行っております。また監査役と会計監査人は、定期的に監査実施計画等についてディスカッションを行うとともに、監査実施結果等について、報告会を行っております。

なお、社外監査役柿本省三氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(3) 会計監査の状況

当社は、会社法及び金融商品取引法上の会計監査を三優監査法人に委嘱しております。

当事業年度において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は次のとおりであります。

公認会計士の氏名		所属する監査法人名	補助者の構成	
代表社員業務執行社員	杉田 純	三優監査法人	公認会計士	8名
代表社員業務執行社員	山本 公太		その他	1名
業務執行社員	原田 知幸			

なお、会計監査業務を執行した公認会計士は継続監査年数が7年を超えていないため継続監査年数の記載を省略しております。

(4) 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

当社は、企業経営の経験や専門性及び独立性等を総合的に判断し、社外取締役及び社外監査役を選任しております。なお、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性の基準等は、特に定めておりません。また、社外取締役及び社外監査役は、監査室、監査役及び会計監査人並びに内部統制部門から必要に応じて報告を受け、相互連携を図っております。

社外取締役佐久間博氏は、経営全般にわたる豊富な経験と高い見識を有していることから、適任と判断しております。

社外取締役鎮西俊一氏は、弁護士として独立した立場から、当社の経営に対してその豊富な専門知識及び経験等を反映していただけるものと判断しております。

また、社外取締役佐久間博氏及び鎮西俊一氏を、独立役員として東京証券取引所へ届け出ております。

社外監査役茶谷瑛一氏は、経営者として幅広く高度な見識と豊富な経験を有していることから、適任と判断しております。

社外監査役柿本省三氏は、公認会計士、税理士及び経営コンサルタントとして豊富な専門知識及び経験等を有していることから、適任と判断しております。

なお、鎮西俊一氏と当社は法律顧問契約を締結しております。その他の社外取締役及び社外監査役と当社に特別な利害関係はありません。

(5) 役員報酬等

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	対象となる 役員の員数 (人)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			報酬等の総額 (百万円)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役	3	12	0	2	16
社外取締役	2	10	0	1	13
監査役	2	2	0	0	2
社外監査役	2	3	0	0	3
合計	9	28	1	5	35

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員の報酬等の額は、定款において、株主総会の決議によって定めることとしております。

1. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第1期定時株主総会において、業績連動型の報酬支払を可能とするため、賞与も含めて年額1億8千万円以内と決議いただいております。その報酬限度額の範囲内で決定しております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第1期定時株主総会において、業績連動型の報酬支払を可能とするため、賞与も含めて年額4千8百万円以内と決議いただいております。その報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。
3. 平成27年6月26日開催の第7期定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し取締役に就任した伊万里要一郎氏については、取締役在任期間分は取締役に、監査役在任期間分は監査役に、それぞれ区分して上記の員数と総額に含めております。
4. 役員退職慰労金制度はありません。
5. なお、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、企業価値の向上に対する経営責任を明確にするため、取締役及び監査役に対し、前記の報酬限度額の範囲内で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることについて、平成26年6月27日開催の第6期定時株主総会においてご承認いただきました。

(6) 株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である住石マテリアルズ株式会社については以下のとおりです。

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
27銘柄 2,999百万円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度

1. 特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
三精テクノロジーズ株式会社	666,000	361	取引関係等の維持・強化のため
サノヤスホールディングス株式会社	920,000	250	取引関係等の維持・強化のため
日本研紙株式会社	800,000	112	取引関係等の維持・強化のため
大和ハウス工業株式会社	30,000	71	取引関係等の維持・強化のため
昭和産業株式会社	58,000	26	取引関係等の維持・強化のため
株式会社関西アーバン銀行	18,750	23	金融取引関係等の維持・強化のため

2. みなし保有株式

該当事項はありません。

当事業年度

1. 特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
三精テクノロジーズ株式会社	666,000	384	取引関係等の維持・強化のため
サノヤスホールディングス株式会社	920,000	204	取引関係等の維持・強化のため
大和ハウス工業株式会社	30,000	94	取引関係等の維持・強化のため
昭和産業株式会社	58,000	27	取引関係等の維持・強化のため
株式会社関西アーバン銀行	18,750	20	金融取引関係等の維持・強化のため

2. みなし保有株式

該当事項はありません。

なお、提出会社の株式の保有状況については、該当ありません。

保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
該当事項はありません。

投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
該当事項はありません。

(7) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

(8) 取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票の方法によらないものとする旨を定款に定めております。

(9) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な剰余金の配当等を行うことを目的とするものであります。

(10) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(11) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の責任を、法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

(12) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(13) 種類株式について

普通株式と第二種優先株式は単元株式数が異なっております。これは平成20年10月1日の株式移転に際して、普通株式については売買単位の集約を目的とした東京証券取引所の施策に沿って住友石炭鉱業株式会社（現 住石マテリアルズ株式会社）の普通株式1株に対して当社の普通株式0.2株を割当て、併せて単元株式数を500株から100株としたためであります。

また第二種優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する内容としている関係から、法令に定める場合を除き当社株主総会において議決権を有しておりません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	21	-	21	-
連結子会社	-	-	-	-
計	21	-	21	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、三優監査法人による監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり異動しております。

前々連結会計年度及び前々事業年度 新日本有限責任監査法人

前連結会計年度及び前事業年度 三優監査法人

臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

三優監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 異動年月日

平成26年6月27日(第6期定時株主総会開催日)

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

平成25年6月27日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等又は内部統制報告書における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であります新日本有限責任監査法人は、平成26年6月27日開催予定の第6期定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに三優監査法人を会計監査人として選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等又は内部統制報告書の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ています。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

また、企業会計基準委員会の行う実務研修に適宜参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,030	2,184
受取手形及び売掛金	1,335	1,735
商品及び製品	1,862	1,608
仕掛品	128	110
原材料及び貯蔵品	17	13
前渡金	568	1
繰延税金資産	66	56
その他	127	200
流動資産合計	7,135	5,908
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,194	2,195
減価償却累計額	7,139	7,143
建物及び構築物(純額)	548	516
機械装置及び運搬具	836	813
減価償却累計額	7,829	7,809
機械装置及び運搬具(純額)	7	4
土地	2,565,335	2,565,765
リース資産	193	244
減価償却累計額	157	183
リース資産(純額)	36	61
建設仮勘定	-	2
その他	193	186
減価償却累計額	184	177
その他(純額)	8	9
有形固定資産合計	5,936	6,359
無形固定資産		
その他	68	50
無形固定資産合計	68	50
投資その他の資産		
投資有価証券	1,24,227	1,24,018
その他	616	619
貸倒引当金	435	433
投資その他の資産合計	4,408	4,204
固定資産合計	10,413	10,614
繰延資産		
社債発行費	10	4
繰延資産合計	10	4
資産合計	17,558	16,528

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	309	516
短期借入金	379	743
1年内償還予定の社債	2 240	2 240
1年内返済予定の長期借入金	764	-
リース債務	25	23
未払金	114	27
未払法人税等	35	13
未払費用	103	111
賞与引当金	21	21
債務保証損失引当金	7	3
その他	756	174
流動負債合計	2,757	1,874
固定負債		
社債	2 480	2 240
長期借入金	2 2,175	2 2,000
リース債務	12	42
繰延税金負債	366	301
再評価に係る繰延税金負債	5 351	5 288
退職給付に係る負債	177	157
長期預り金	80	76
資産除去債務	30	31
訴訟損失引当金	400	400
環境対策引当金	824	535
その他	25	22
固定負債合計	4,923	4,095
負債合計	7,680	5,970
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,501	2,501
資本剰余金	963	967
利益剰余金	5,924	6,917
自己株式	15	143
株主資本合計	9,374	10,242
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	665	567
土地再評価差額金	5 197	5 294
その他の包括利益累計額合計	467	272
新株予約権	36	42
純資産合計	9,878	10,558
負債純資産合計	17,558	16,528

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	20,077	17,983
売上原価	18,181	16,218
売上総利益	1,895	1,765
販売費及び一般管理費	1, 2 1,600	1, 2 1,480
営業利益	294	284
営業外収益		
受取利息	19	12
受取配当金	499	472
持分法による投資利益	54	121
固定資産賃貸料	60	60
その他	19	17
営業外収益合計	653	684
営業外費用		
支払利息	131	59
外国源泉税	47	44
その他	95	110
営業外費用合計	274	214
経常利益	674	754
特別利益		
固定資産売却益	3 1	3 19
訴訟費用戻入額	-	5 258
受取配当金	4 4,003	-
受取利息	4 1,181	-
特別利益合計	5,186	277
特別損失		
固定資産除売却損	6 1	6 5
投資有価証券売却損	-	30
投資有価証券評価損	2	-
環境対策引当金繰入額	824	-
損害賠償金	9	-
減損損失	-	10
訴訟関連費用	7 44	7 16
訴訟損失引当金繰入額	400	-
外国源泉税	400	-
その他	2	2
特別損失合計	1,684	64
税金等調整前当期純利益	4,176	967
法人税、住民税及び事業税	214	15
法人税等調整額	50	46
法人税等合計	265	61
当期純利益	3,911	1,029
親会社株主に帰属する当期純利益	3,911	1,029

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	3,911	1,029
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	67	97
土地再評価差額金	17	6
退職給付に係る調整額	0	-
その他の包括利益合計	185	191
包括利益	3,996	937
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,996	937
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,500	962	2,013	15	5,461
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	1	1			2
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,911		3,911
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	1	1	3,911	0	3,913
当期末残高	2,501	963	5,924	15	9,374

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	597	215	0	382	-	5,843
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)				-		2
親会社株主に帰属する 当期純利益				-		3,911
自己株式の取得				-		0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	67	17	0	85	36	121
当期変動額合計	67	17	0	85	36	4,035
当期末残高	665	197	-	467	36	9,878

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,501	963	5,924	15	9,374
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,029		1,029
剰余金の配当			139		139
自己株式の取得				128	128
持分法適用会社からの 自己株式取得による変動		4			4
土地再評価差額金の取崩			102		102
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	4	993	128	868
当期末残高	2,501	967	6,917	143	10,242

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	665	197	467	36	9,878
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			-		1,029
剰余金の配当			-		139
自己株式の取得			-		128
持分法適用会社からの 自己株式取得による変動			-		4
土地再評価差額金の取崩			-		102
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	97	96	194	5	188
当期変動額合計	97	96	194	5	679
当期末残高	567	294	272	42	10,558

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,176	967
減価償却費	90	87
減損損失	-	10
貸倒引当金の増減額(は減少)	8	1
賞与引当金の増減額(は減少)	0	0
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	0	20
訴訟損失引当金の増減額(は減少)	400	-
環境対策引当金の増減額(は減少)	824	289
受取利息及び受取配当金	5,703	485
支払利息	131	59
持分法による投資損益(は益)	54	121
固定資産除売却損益(は益)	0	13
投資有価証券評価損益(は益)	2	-
投資有価証券売却損益(は益)	-	30
外国源泉税	447	44
損害賠償金	9	-
訴訟関連費用	44	16
売上債権の増減額(は増加)	1,279	1,083
たな卸資産の増減額(は増加)	308	276
仕入債務の増減額(は減少)	182	206
未払消費税等の増減額(は減少)	18	3
その他	44	545
小計	1,173	226
利息及び配当金の受取額	5,199	504
利息の支払額	100	40
訴訟関連費用の支払額	47	16
法人税等の支払額	575	52
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,648	621
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1	614
有形固定資産の売却による収入	31	184
無形固定資産の取得による支出	12	-
投資有価証券の売却による収入	31	124
長期前払費用の取得による支出	4	21
その他	4	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	49	327
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	3,716	364
長期借入れによる収入	1,000	-
長期借入金の返済による支出	1,209	939
リース債務の返済による支出	25	26
社債の償還による支出	240	240
新株予約権の行使による株式の発行による収入	0	-
配当金の支払額	-	137
自己株式の取得による支出	0	129
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,190	1,108
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	32
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,502	846
現金及び現金同等物の期首残高	1,527	3,030
現金及び現金同等物の期末残高	1,3,030	1,2,184

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社名

連結子会社の数

3社

連結子会社名

住石貿易株式会社

住石マテリアルズ株式会社

泉山興業株式会社

(2) 主要な非連結子会社名

該当なし

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び会社名

持分法を適用した非連結子会社

該当なし

持分法を適用した関連会社の数

2社

会社名

新居浜コールセンター株式会社

泉汽船株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の会社名

持分法を適用しない非連結子会社

該当なし

持分法を適用しない関連会社

該当なし

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

主として、個別法及び総平均法による原価法

なお、貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

採石事業部門及び一部の子会社については定額法、その他の資産は定額法及び定率法を適用しております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～8年

無形固定資産（リース資産を除く）

鉱業権については生産高比例法、その他の資産は定額法を適用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還期間にわたり、利息法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失の見積額を計上しております。

訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要額を計上しております。

環境対策引当金

過去に所有していた豪州炭鉱において、採炭地の環境整備費用の支出に備えるため、当該費用の当社負担見積額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

また、会計基準変更時差異は、連結子会社である住石貿易株式会社及び住石マテリアルズ株式会社においては一時償却しており、泉山興業株式会社においては15年による按分額を費用処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

外貨建予定取引及び外貨建金銭債権債務については繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建予定取引及び外貨建金銭債権債務の為替変動リスクに対して為替予約取引をヘッジ手段として用いております。

ヘッジ方針

会社が業務遂行上さらされる市場リスクを適切に管理することにより、リスクの減殺を図ることを目的にリスクヘッジを行います。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段を直接結びつけてヘッジ有効性を評価いたします。

その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

取締役会で承認を得た方針に従い、所管の長は運営・管理し、定期的にモニタリングいたします。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

(連結貸借対照表関係)

1. 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
投資有価証券(株式)	899百万円	1,007百万円

2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
建物及び構築物	46百万円	43百万円
土地	1,113	948
投資有価証券	611	589
計	1,772	1,581

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
長期借入金	700百万円	700百万円
被保証債務(注)	720	480
計	1,420	1,180

(注)被保証債務は、無担保社債の発行に際し、未償還社債に対して金融機関から保証を受けている額であります。

3. 保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関からの借入金等に対して次のとおり保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
個人住宅ローン	293百万円	262百万円

4. 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
受取手形裏書譲渡高	2百万円	1百万円

5. 事業用土地の再評価差額金計上額

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、連結子会社である住石マテリアルズ株式会社が、事業用土地の再評価を行っております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号によるところの地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法といたしましたが、一部については、同条第2号によるところの国土利用計画法施行令の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行う方法、ないし、同条第5号によるところの鑑定評価による方法としております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	-百万円	-百万円

6. 定期借地権が設定されている土地の価額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	2,374百万円	2,374百万円

7. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費の内訳

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
運送費・港頭諸掛等	650百万円	696百万円
報酬・給料・賞与	552	401
退職給付費用	11	15
賃借料	66	66
光熱・水道費及び消耗品費	21	18
旅費・通信費	27	27
減価償却費	22	23

2. 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	6百万円	2百万円

3. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
機械装置及び運搬具	0百万円	0百万円
土地	0	19
計	1	19

4. 受取配当金、受取利息

当社の連結子会社である住石マテリアルズ株式会社において、豪州の炭鉱会社（ワンボ炭鉱）からの受取配当金に係る勝訴判決に伴い計上した、過年度分の配当金及び延滞利息であります。

5. 訴訟費用戻入額

当社の連結子会社である住石マテリアルズ株式会社が受けた豪州の炭鉱会社（ワンボ炭鉱）からの受取配当金に係る勝訴判決の確定に伴い、当該訴訟をおこなう上で発生していた弁護士費用等について、ワンボ社側から支払いを受けた裁判費用相当額であります。

6. 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び構築物	0百万円	5百万円
機械装置及び運搬具	0	-
その他の有形固定資産	0	0
計	1	5

7. 訴訟関連費用

連結子会社が出資する豪州の炭鉱会社から受け取るべき、過年度の配当金に係る訴訟費用であります。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	79百万円	192百万円
組替調整額	-	30
税効果調整前	79	162
税効果額	11	64
その他有価証券評価差額金	67	97
土地再評価差額金：		
税効果額	17	6
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	-	-
組替調整額	0	-
税効果調整前	0	-
税効果額	-	-
退職給付に係る調整額	0	-
その他の包括利益合計	85	91

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注1)	58,875	17	-	58,892
第二種優先株式	7,140	-	-	7,140
合計	66,015	17	-	66,032
自己株式				
普通株式(注2)	18	0	-	18
合計	18	0	-	18

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加17千株は、ストックオプションの行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	36
	合計	-	-	-	-	-	36

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月15日 取締役会	普通株式	117	利益剰余金	2	平成27年3月31日	平成27年6月5日
	第二種優先株式	21	利益剰余金	3	平成27年3月31日	平成27年6月5日

当連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	58,892	-	-	58,892
第二種優先株式	7,140	-	-	7,140
合計	66,032	-	-	66,032
自己株式				
普通株式(注)	18	1,055	16	1,057
合計	18	1,055	16	1,057

(注) 普通株式の自己株式数の増加1,055千株は、単元未満株式の買取による増加0千株、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,000千株、持分法適用会社が保有していた自己株式(当社株式)の当社買付による増加55千株であり、減少は当該持分法適用会社が保有していた当社帰属分16千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	42
合計		-	-	-	-	-	42

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月15日 取締役会	普通株式	117	利益剰余金	2	平成27年3月31日	平成27年6月5日
	第二種優先株式	21	利益剰余金	3	平成27年3月31日	平成27年6月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	115	利益剰余金	2	平成28年3月31日	平成28年6月8日
	第二種優先株式	21	利益剰余金	3	平成28年3月31日	平成28年6月8日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	3,030百万円	2,184百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	3,030	2,184

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として採石事業部における生産設備(機械装置及び運搬具)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

デリバティブは、外貨建予定取引の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に、取引先の信用状況や回収状況及び滞留債権状況を定期的にレビューし、把握する体制をとっております。

投資有価証券のうち、時価のある株式は取引所における市場価格の変動リスクにさらされていますが、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

社債及び借入金金は主に運転資金に係る資金調達であります。変動金利の借入金金は、金利の変動リスクにさらされています。

デリバティブ取引の状況については、通常の取引過程における外貨建予定取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため取引先の要請があった場合に為替予約を付しており、執行・管理については取引権限を定めた社内規程に従って行っております。なお、投機的な取引及び短期的な売買損益を得る取引は行っておりません。

また、営業債務や借入金金は、流動性リスクにさらされていますが、当社グループでは、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)参照)

前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額(注)	時価(注)	差額
(1)現金及び預金	3,030	3,030	-
(2)受取手形及び売掛金	1,335	1,335	-
(3)投資有価証券	856	856	-
(4)支払手形及び買掛金	(309)	(309)	-
(5)短期借入金	(379)	(379)	-
(6)1年内返済予定の長期借入金	(764)	(764)	-
(7)社債(1)	(720)	(720)	(0)
(8)長期借入金	(2,175)	(2,175)	-
(9)デリバティブ取引	-	-	-

(注)負債に計上されているものについては、()で示しています。

(1)社債には、1年以内償還予定の社債(連結貸借対照表計上額240百万円)を含めて表示しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（注）	時価（注）	差額
(1)現金及び預金	2,184	2,184	-
(2)受取手形及び売掛金	1,735	1,735	-
(3)投資有価証券	743	743	-
(4)支払手形及び買掛金	(516)	(516)	-
(5)短期借入金	(743)	(743)	-
(6)1年内返済予定の長期借入金	-	-	-
(7)社債（ 1 ）	(480)	(480)	(0)
(8)長期借入金	(2,000)	(2,000)	-
(9)デリバティブ取引	-	-	-

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

（ 1 ）社債には、1年以内償還予定の社債（連結貸借対照表計上額240百万円）を含めて表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（資産）

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券について、時価のある株式は取引所の価格によっております。

なお、時価のある有価証券はその他有価証券として保有しております。詳細は、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（負債）

(4)支払手形及び買掛金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)(8)長期借入金

長期借入金の時価については、運転資金のための借入であり、当該借入金利が短期（長期）プライムレートの変動に準じて変更される契約となっているため、簿価を時価と判断して記載しております。

(7)社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（デリバティブ取引）

(9)デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 （平成27年3月31日）	当連結会計年度 （平成28年3月31日）
非上場株式	2,471	2,267
関連会社株式	899	1,007

これら非上場株式、関連会社株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,030	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,335	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-
合計	4,365	-	-	-

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,184	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,735	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-
合計	3,919	-	-	-

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	379	-	-	-	-	-
社債	240	240	240	-	-	-
長期借入金	764	175	-	2,000	-	-
合計	1,383	415	240	2,000	-	-

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	743	-	-	-	-	-
社債	240	240	-	-	-	-
長期借入金	-	-	2,000	-	-	-
合計	983	240	2,000	-	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	822	516	306
小計	822	516	306
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	33	35	2
小計	33	35	2
合計	856	552	304

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額2,471百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

なお、当該非上場株式には、残余財産分配権のない外貨建の株式2,300百万円が含まれております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	722	432	289
小計	722	432	289
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	20	24	3
小計	20	24	3
合計	743	457	285

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額2,267百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

なお、当該非上場株式には、残余財産分配権のない外貨建の株式2,156百万円が含まれております。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	31	-	-
合計	31	-	-

当連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	124	-	30
合計	124	-	30

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当連結会計年度において、有価証券について2百万円（その他有価証券で時価評価されていない非上場株式2百万円）減損処理を行っております。

なお、当該株式の減損にあたっては、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

当連結決算日において、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは退職一時金制度を設けており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	178百万円	177百万円
退職給付費用	14	18
退職給付の支払額	15	38
退職給付に係る負債の期末残高	177	157

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	-百万円	-百万円
年金資産	-	-
非積立型制度の退職給付債務	177	157
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	177	157
退職給付に係る負債	177	157
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	177	157

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度14百万円 当連結会計年度18百万円

(ストック・オプション等関係)

1. ストックオプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	39	5

2. ストックオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成26年6月27日	平成27年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社執行役員、子会社取締役及び執行役員 5名	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社執行役員、子会社取締役及び執行役員 4名
株式の種類及び付与数 (株)(注1)	普通株式 330,000	普通株式 54,400
付与日	平成26年7月31日	平成27年7月31日
権利確定条件	(注2)	(注2)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年8月1日から平成56年7月31日まで	平成27年8月1日から平成57年7月31日まで

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) 新株予約権者は、当社又は子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

ストックオプションの数

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成26年6月27日	平成27年6月26日
権利確定前		
期首(株)	306,000	-
付与(株)	-	54,400
失効(株)	-	-
権利確定(株)	-	-
未確定残(株)	306,000	54,400
権利確定後		
期首(株)	-	-
権利確定(株)	-	-
権利行使(株)	-	-
失効(株)	-	-
未行使残(株)	-	-

単価情報

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成26年 6 月27日	平成27年 6 月26日
権利行使価格（円）	1	1
行使時平均株価（円）	-	-
公正な評価単価（付与日）（円）	126	94

3. ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストックオプションについての評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

会社名	提出会社
決議年月日	平成27年 6 月26日
株価変動性（注）1	62.99
予想残存期間（注）2	15年
予想配当（注）3	1.639%
無リスク利率（注）4	0.795%

- （注）1．15年（平成12年7月31日～平成27年7月27日）の株価実績（週次）に基づき算定しております。
2．過去の実績等により合理的に権利行使までの残存期間を見積もることは困難であるため、権利行使期間の間において権利行使が行われると推定して見積もっております。
3．平成27年3月期の普通株式への配当額の実績値によっております。
4．予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産、繰延税金負債及び再評価に係る繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	59百万円	51百万円
定期借地権付土地評価損税務否認額	110	108
減損損失	622	610
繰越欠損金	1,521	1,439
貸倒引当金	141	143
環境対策引当金	291	185
訴訟損失引当金	141	138
その他	178	148
繰延税金資産小計	3,066	2,824
評価性引当額	3,000	2,768
繰延税金資産合計	66	56
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	364	300
その他(固定)	1	1
繰延税金負債合計	366	301
繰延税金負債の純額	300	245
再評価に係る繰延税金負債		
土地再評価差額金	351	288

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	66百万円	56百万円
固定負債 - 繰延税金負債	366	301
固定負債 - 再評価に係る繰延税金負債	351	288

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.7	0.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	36.4	16.6
評価性引当額等	0.1	17.3
持分法投資利益	0.5	4.2
連結子会社との税率差異	1.4	1.4
外国源泉税損金不算入額	2.9	1.6
法人税等還付税額	-	5.3
その他	1.2	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.4	6.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した32.3%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1)当該資産除去債務の概要

当社グループは、事務所及び貯炭設備等の一部について不動産賃借契約に基づく原状回復義務を負っており、当該契約における賃借期間終了時の原状回復に関し資産除去債務を計上しております。

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は、事務所附属設備等は取得から50年、貯炭設備等は30年又は20年と見積り、割引率は3.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3)当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
期首残高	29百万円	30百万円
時の経過による調整額	0	0
その他増減額(は減少)	-	-
期末残高	30	31

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

当社の連結子会社である住石マテリアルズ株式会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の土地等を有しております。平成27年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸等損益は9百万円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸等費用は営業外費用に計上)であります。

(単位:百万円)

連結賃借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度 期末残高	
5,053	36	5,017	4,381

- (注) 1. 連結賃借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増減額は旧事業用土地の売却(30百万円)及び減価償却費(6百万円)であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額を基礎とし、その他の物件については第三者からの取得時や直近の評価時点の価格をふまえ、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当連結会計年度に新規取得したのものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結賃借対照表計上額をもって時価としております。

当連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

当社の連結子会社である住石マテリアルズ株式会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の土地等を有しております。平成28年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸等損益は10百万円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸等費用は営業外費用に計上)であります。

(単位:百万円)

連結賃借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度 期末残高	
5,017	180	4,836	4,082

- (注) 1. 連結賃借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増減額は旧事業用土地の売却(164百万円)、減損損失(10百万円)及び減価償却費(5百万円)であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額を基礎とし、その他の物件については第三者からの取得時や直近の評価時点の価格をふまえ、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当連結会計年度に新規取得したのものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結賃借対照表計上額をもって時価としております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は持株会社であり、今後も当社主導のもと、グループ全体の経営の効率化を図ると共に、事業部門の分割(分社)を推進し、事業子会社の権限と責任を明確化することで経営の自由度を高め、事業環境の急激な変化に即応できる体制を目指しております。

したがって、当社のマネージメントアプローチは、下記のセグメントから構成されており、当該3つを報告セグメントとしております。

- (1) 石炭事業部門.....石炭の仕入及び販売
- (2) 新素材事業部門.....工業用人工ダイヤモンドの製造、仕入及び販売
- (3) 採石事業部門.....砕石の採取、加工及び販売

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は経常利益をベースとした金額であります。

セグメント間の内部売上高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	石炭 事業部門	新素材 事業部門	採石 事業部門	
売上高				
外部顧客への売上高	18,904	471	701	20,077
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	18,904	471	701	20,077
セグメント利益	662	118	84	865
セグメント資産	3,579	480	900	4,960
セグメント負債	3,183	56	235	3,475
その他の項目				
減価償却費(注)	3	16	48	68
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額(注)	-	0	4	4
支払利息	42	-	0	42

(注) 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加高には、「長期前払費用」の償却費とその増加額を含めて表示しております。

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	石炭 事業部門	新素材 事業部門	採石 事業部門	
売上高				
外部顧客への売上高	16,970	364	648	17,983
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	16,970	364	648	17,983
セグメント利益	589	68	62	720
セグメント資産	3,698	460	942	5,101
セグメント負債	3,429	67	228	3,726
その他の項目				
減価償却費（注）	4	14	45	64
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額（注）	613	-	72	685
支払利息	43	-	0	43

（注）減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加高には、「長期前払費用」の償却費とその増加額を含めて表示しております。

4．報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	20,077	17,983
セグメント間取引消去	-	-
連結財務諸表の売上高	20,077	17,983

（単位：百万円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	865	720
セグメント間取引消去	-	-
受取配当金	499	472
全社費用（注）	690	439
連結財務諸表の経常利益	674	754

（注）全社費用は、主に住石ホールディングス株式会社、連結子会社である住石貿易株式会社並びに住石マテリアルズ株式会社の管理部門及び全社資産に係る損益であります。

（単位：百万円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	4,960	5,101
セグメント間取引消去	-	-
全社資産（注）	12,597	11,427
連結財務諸表の資産合計	17,558	16,528

（注）全社資産は、主に住石ホールディングス株式会社、連結子会社である住石貿易株式会社並びに住石マテリアルズ株式会社の現金及び預金、有価証券並びに管理部門に係る資産であります。

(単位：百万円)

負債	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	3,475	3,726
セグメント間取引消去	2,102	2,542
全社負債(注)	6,307	4,786
連結財務諸表の負債合計	7,680	5,970

(注) 全社負債は、主に住石ホールディングス株式会社、連結子会社である住石貿易株式会社並びに住石マテリアル株式会社の本社借入金並びに社債等による負債であります。

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		調整額(注1)		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費(注2)	68	64	22	23	90	87
有形固定資産及び無形固定資産の増加額(注2)	4	685	14	3	18	689
支払利息	42	43	88	16	131	59

(注) 1. 調整額は、管理部門及び全社資産に係る項目であります。

2. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加高には、「長期前払費用」の償却費とその増加額を含めて表示しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本製紙株式会社	3,044	石炭事業部門
東レ株式会社	2,912	石炭事業部門
王子グリーンリソース株式会社	2,519	石炭事業部門

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東レ株式会社	3,663	石炭事業部門
王子グリーンリソース株式会社	2,867	石炭事業部門

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

当社の連結子会社である住石貿易株式会社は、関連会社である新居浜コールセンター株式会社と、以下の取引があります。

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	新居浜コールセンター株式会社	愛媛県 新居浜市	50	倉庫業	(所有) 間接 40.0	役員の兼任 石炭荷役を 委託 資金調達	資金の借入 (注)2	6	短期 借入金	179
							借入金利息 の支払い (注)1	0	未払 費用	0

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 運転資金として借入れたものであります。

2. 重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度における、重要な関連会社である泉汽船株式会社及び新居浜コールセンター株式会社の、合算要約財務情報は以下のとおりであります。

流動資産合計	2,066百万円
固定資産合計	6,634
流動負債合計	1,409
固定負債合計	4,536
純資産合計	2,754
売上高	4,764
税引前当期純利益金額	273
当期純利益金額	162

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

当社の連結子会社である住石貿易株式会社は、関連会社である新居浜コールセンター株式会社と、以下の取引があります。

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	新居浜コールセンター株式会社	愛媛県 新居浜市	50	倉庫業	(所有) 間接 40.0	役員の兼任 石炭荷役を 委託 資金調達	資金の借入 (注)2	17	短期 借入金	196
							借入金利息 の支払い (注)1	0	未払 費用	0

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 運転資金として借入れたものであります。

2. 重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度における、重要な関連会社である泉汽船株式会社及び新居浜コールセンター株式会社の、合算要約財務情報は以下のとおりであります。

流動資産合計	2,044百万円
固定資産合計	7,027
流動負債合計	1,663
固定負債合計	4,350
純資産合計	3,058
売上高	4,748
税引前当期純利益金額	433
当期純利益金額	358

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	124.72円	138.24円
1株当たり当期純利益金額	66.08	17.35
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	58.02	15.41

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	9,878	10,558
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	2,535	2,541
(うち優先株式残余財産分配額)	(2,499)	(2,499)
(うち新株予約権)	(36)	(42)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	7,342	8,016
普通株式の発行済株式数(千株)	58,892	58,892
普通株式の自己株式数(千株)	18	1,057
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	58,874	57,835

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,911	1,029
普通株主に帰属しない金額(百万円)	21	21
(うち優先配当額(百万円))	(21)	(21)
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	3,889	1,007
普通株式の期中平均株式数(千株)	58,859	58,101
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	21	21
(うち優先配当額(百万円))	(21)	(21)
普通株式増加数(千株)	8,552	8,674
(うち優先株式)	(8,330)	(8,330)
(うち新株予約権)	(222)	(344)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由 株主の皆さまへの利益還元を通じて株主価値の向上を図るために、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に関する事項

- | | |
|--------------|---|
| (1)取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2)取得する株式の総数 | 1,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.73%) |
| (3)株式取得価額の総額 | 112百万円(上限) |
| (4)取得期間 | 平成28年5月16日～平成28年7月19日 |
| (5)株式取得の方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

3. 有価証券報告書提出日の属する月の前月末現在における取得状況

- | | |
|--------------|----------|
| (1)取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2)取得した株式の総数 | 454,000株 |
| (3)株式取得価額の総額 | 41百万円 |

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
住石ホールディングス株式会社	第1回無担保社債 (私募債) (株式会社三井住友銀行保証付 及び適格機関投資家限定)	平成年月日 25.3.29	720 (240) (注)1.2.	480 (240) (注)1.2.	0.4	なし	平成年月日 30.3.30

(注)1.()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2.連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年 以内 (百万円)	2年超3年 以内 (百万円)	3年超4年 以内 (百万円)	4年超5年 以内 (百万円)
240	240	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	379	743	1.2	-
1年以内に返済予定の長期借入金	764	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	25	23	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,175	2,000	1.1	平成31年3月29日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	12	42	-	平成33年3月25日
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	3,356	2,809	-	-

(注)1.「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2.リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3.長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	-	2,000	-	-
リース債務	10	10	14	5

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

1. 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	4,330	9,167	13,523	17,983
税金等調整前四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	316	762	920	967
親会社株主に帰属する 四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	277	808	949	1,029
1 株当たり四半期 (当期) 純利益金額 (円)	4.73	13.87	16.32	17.35

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益金額 (円)	4.73	9.19	2.43	1.01

2. 訴訟

当社、当社子会社住石マテリアルズ株式会社(以下「住石マテリアルズ」といいます。)及び同住石貿易株式会社は、じん肺に罹患しているとする患者らから平成26年12月に損害賠償請求訴訟を提起されました。

その後、3次にわたり訴訟の提起があり、原告総数113名(患者単位)、損害賠償請求総額1,651百万円となりました。

訴訟提起に至った経緯は平成23年8月、北海道地区において住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ)及びその子会社であった住友石炭赤平炭砒株式会社等が経営していた炭鉱等の元従業員等が、訴訟外でじん肺罹患による損害賠償を求めてきたのを皮切りに、その後数次にわたり請求の追加があり、元従業員等の代理人と協議を重ねてきましたが、合意成立に至らず、本件訴訟を提起されるに至ったものであります。

今後は、訴訟を通じて原告の主張を精査し、当社の主張を行っていく所存であります。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,738	790
前払費用	32	28
関係会社短期貸付金	2,091	2,534
未収入金	1,340	1,190
繰延税金資産	3	4
その他	0	-
流動資産合計	4,205	3,547
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	2	5
有形固定資産合計	2	5
無形固定資産		
ソフトウェア	56	41
無形固定資産合計	56	41
投資その他の資産		
関係会社株式	3,856	3,856
長期前払費用	51	34
その他	45	45
投資その他の資産合計	3,952	3,935
固定資産合計	4,011	3,981
繰延資産		
社債発行費	10	4
繰延資産合計	10	4
資産合計	8,227	7,534

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	200	250
1年内償還予定の社債	240	240
1年内返済予定の長期借入金	764	-
未払金	145	168
未払費用	9	9
未払消費税等	13	5
未払法人税等	1	5
預り金	35	2
前受収益	1	1
賞与引当金	5	5
流動負債合計	1,315	587
固定負債		
社債	480	240
長期借入金	2,175	2,000
退職給付引当金	53	41
固定負債合計	2,708	2,281
負債合計	4,024	2,868
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,501	2,501
資本剰余金		
資本準備金	301	301
その他資本剰余金	956	956
資本剰余金合計	1,257	1,257
利益剰余金		
利益準備金	-	13
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	408	981
利益剰余金合計	408	995
自己株式	0	130
株主資本合計	4,166	4,623
新株予約権	36	42
純資産合計	4,203	4,665
負債純資産合計	8,227	7,534

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高		
経営指導料	1 390	1 440
売上高合計	390	440
売上総利益	390	440
販売費及び一般管理費	2 405	2 369
営業利益又は営業損失()	15	70
営業外収益		
受取利息	1 89	1 39
受取配当金	1 300	1 700
その他	0	0
営業外収益合計	389	739
営業外費用		
支払利息	84	51
社債利息	3	2
社債発行費償却	7	5
その他	16	15
営業外費用合計	112	74
経常利益	261	734
税引前当期純利益	261	734
法人税、住民税及び事業税	2	9
法人税等調整額	3	1
法人税等合計	5	8
当期純利益	266	726

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本剰余 金	資本剰 余金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計				
当期首残高	2,500	300	956	1,256	141	141	0	3,897	-	3,897
当期変動額										
新株の発行 (新株予約権の行使)	1	1		1				2		2
当期純利益					266	266		266		266
自己株式の取得							0	0		0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								-	36	36
当期変動額合計	1	1	-	1	266	266	0	268	36	305
当期末残高	2,501	301	956	1,257	408	408	0	4,166	36	4,203

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式			株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本剰余 金	資本剰 余金合計	利益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計				
当期首残高	2,501	301	956	1,257	-	408	408	0	4,166	36	4,203
当期変動額											
当期純利益						726	726		726		726
剰余金の配当						139	139		139		139
利益準備金の積立					13	13	-		-		-
自己株式の取得								129	129		129
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									-	5	5
当期変動額合計	-	-	-	-	13	573	587	129	457	5	462
当期末残高	2,501	301	956	1,257	13	981	995	130	4,623	42	4,665

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式
 - 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
 - 定率法によっております。
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
 - 自社利用のソフトウェア
 - 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3. 繰延資産の処理方法
 - 社債発行費については、社債の償還期間にわたり、利息法により償却しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金
 - 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (2) 退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務に基づき計上しております。なお、退職給付債務の金額は、期末自己都合要支給額としております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理
 - 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
 - (2) 連結納税制度の適用
 - 連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
短期金銭債権	334百万円	56百万円
短期金銭債務	29	47

2. 保証債務

他の会社の仕入債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
住石貿易株式会社 (仕入債務)	3百万円	住石貿易株式会社 (仕入債務) -百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	390百万円	440百万円
受取利息	89	39
受取配当金	300	700

2. 販売費及び一般管理費

主要な費目及び金額は次のとおりであり、全額が一般管理費に属する費用であります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
役員報酬	63百万円	35百万円
従業員報酬	114	94
賃借料	63	64
減価償却費	14	16
業務委託料	18	18
株式事務代行料	33	37
法定監査費用	21	21

(有価証券関係)

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
子会社株式	3,856	3,856

(注) 子会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価評価しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	17百万円	12百万円
税務上の繰越欠損金	46	44
その他	5	6
繰延税金資産小計	69	63
評価性引当額	66	59
繰延税金資産合計	3	4

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
住民税均等割等	0.4	0.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	41.0	31.5
評価性引当額等	1.1	0.7
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.1	0.0
その他	0.3	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.0	1.1

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

詳細は、「1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」をご参照下さい。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固定 資産	工具、器具及び備品	2	3	-	1	5	3
	建設仮勘定	-	4	4	-	-	-
	計	2	7	4	1	5	3
無形固定 資産	ソフトウェア	56	-	-	14	41	-
	計	56	-	-	14	41	-

(注) 「工具、器具及び備品」の「当期増加額」は本社にて設置した光電話及び設置関連費用であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	5	5	5	5

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

訴訟

当社、当社子会社住石マテリアルズ株式会社(以下「住石マテリアルズ」といいます。)及び同住石貿易株式会社は、じん肺に罹患しているとする患者らから平成26年12月に損害賠償請求訴訟を提起されました。

その後、3次にわたり訴訟の提起があり、原告総数113名(患者単位)、損害賠償請求総額1,651百万円となりました。

詳細は、「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (2) その他」をご参照下さい。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社ウェブサイトに掲載しており、そのURLは次のとおりです。 http://www.sumiseki.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないとしております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第7期）（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）平成27年6月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成27年6月26日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第8期第1四半期）（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日）平成27年8月5日関東財務局長に提出

（第8期第2四半期）（自平成27年7月1日 至平成27年9月30日）平成27年11月6日関東財務局長に提出

（第8期第3四半期）（自平成27年10月1日 至平成27年12月31日）平成28年2月5日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成27年6月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成27年10月15日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自平成27年6月1日 至平成27年6月30日）平成27年7月3日関東財務局長に提出

報告期間（自平成27年7月1日 至平成27年7月31日）平成27年8月5日関東財務局長に提出

報告期間（自平成28年3月1日 至平成28年3月31日）平成28年4月8日関東財務局長に提出

報告期間（自平成28年5月1日 至平成28年5月31日）平成28年6月10日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月29日

住石ホールディングス株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	杉田 純
代表社員 業務執行社員	公認会計士	山本 公太
業務執行社員	公認会計士	原田 知幸

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住石ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住石ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、住石ホールディングス株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、住石ホールディングス株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月29日

住石ホールディングス株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	杉田 純
代表社員 業務執行社員	公認会計士	山本 公太
業務執行社員	公認会計士	原田 知幸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住石ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住石ホールディングス株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。